

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4 月26日
【計算期間】	第11期（自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日）
【ファンド名】	三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0228
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、国内債券マザーファンド（Ｄ号）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券の組入れを通じて実質的に、主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ NOMURA - B P I 総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般（高格付債）））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	海外	不動産投信
	海外	その他資産 (資産複合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般株 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
債券 一般債 公社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券(債券一般(高格付債)))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型		中近東(中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年1月31日

信託契約締結、設定、運用開始。

（設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社）

平成14年12月1日

三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「ライフビュー・日本債券ファンド」から「三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド」に名称を変更。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

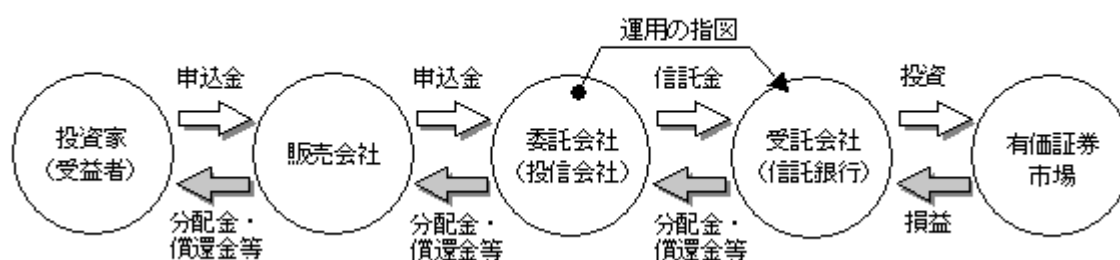
（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

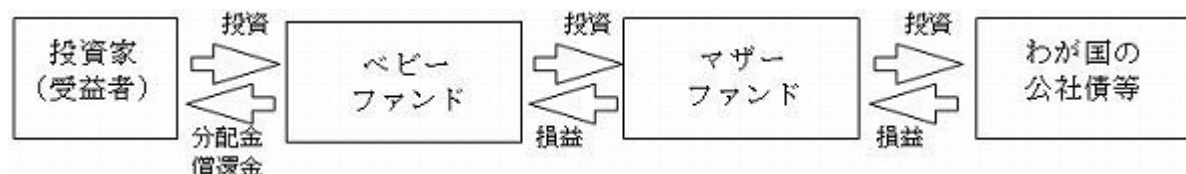
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成24年2月29日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（八）大株主の状況

（平成24年2月29日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券の組入れを通じて実質的に、主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）NOMURA - B P I 総合をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- （ロ）デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- （ハ）投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- （ニ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

【ファンドの特色】

1. NOMURA - B P I 総合をベンチマークとして、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。

NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表する指数で、同社の知的財産です。
なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

2. 投資対象は、原則としてA格相当以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。

3. 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

〔運用プロセス〕

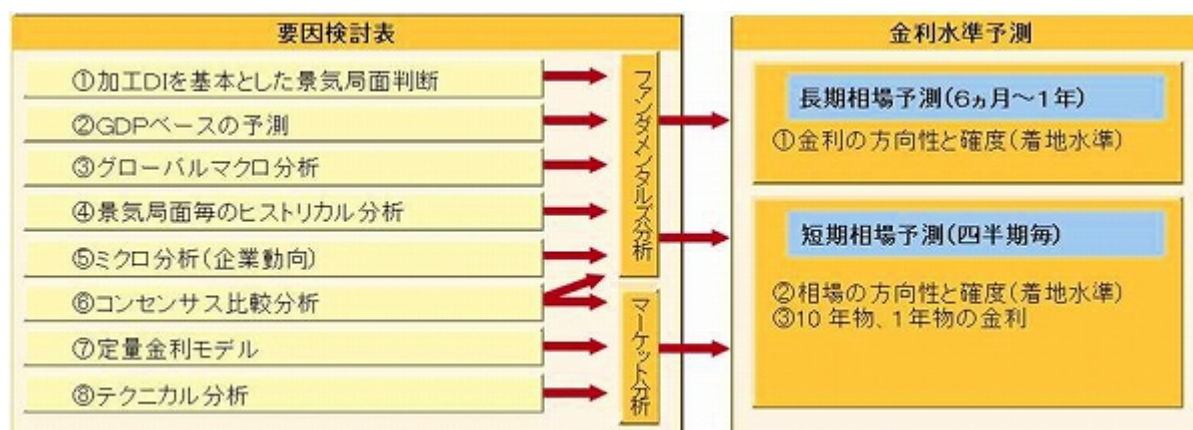
●銘柄選定プロセス

ベンチマークの国債、公共債、社債等の構成比率を基準に、投資環境予測（金利水準予測）等を加味して個別銘柄選択を行い、ポートフォリオを構築します。



●投資環境予測（金利水準予測）

投資環境予測（金利水準予測）は、委託会社独自の指数である加工D I^()を基本とした景気局面判断を中心として金利水準を予測します。市場参加者のコンセンサス等を十分に情報収集し、委託会社予測と異なる点に着目したうえで金利予測を行い、当ファンドのリスク取得度合を判断し決定します。



加工D Iとは、景気局面の的確かつ迅速な判断を目的として、内閣府が毎月発表する景気動向指数（先行・一致）を委託会社独自の手法で加工した指数です。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- ２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２２．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項

の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図すること
とができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

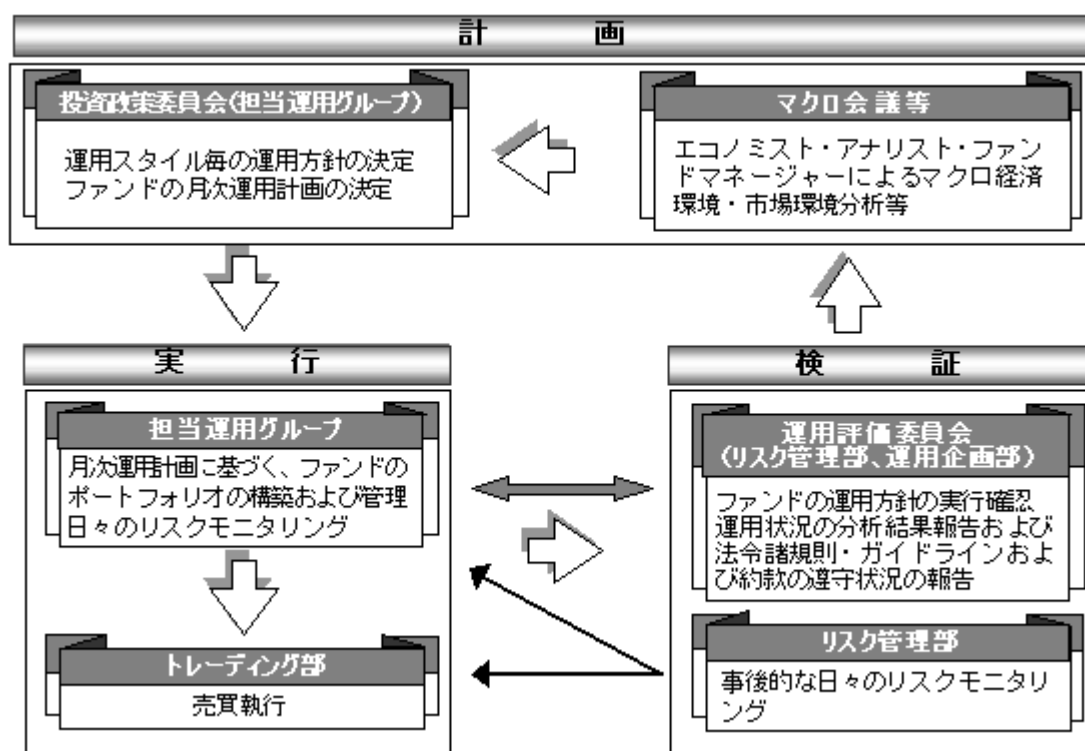
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は7名程度、運用企画部は10名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として毎年１月30日、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ホ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ト 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**イ 投資する株式等の範囲**

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- （ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- （ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- （ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- （ホ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- （ヘ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（ト）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- （ロ）上記（イ）の各号の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- （ロ）公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- （ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- （ロ）外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- （ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）資金借入れの額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- （ハ）資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- （二）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
- 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：国内債券マザーファンド（D号）の投資方針等）**（１）投資方針等****イ 基本方針**

主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）NOMURA - BPI 総合をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

（ロ）デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。

（ハ）投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

（ニ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象**イ 投資対象とする資産の種類**

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限**イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ニ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

（ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（ホ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、0.525％（税抜き0.5％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の基準価額に0.1％の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年0.5775％（税抜き0.55％）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2625％ （0.25％）	年0.2625％ （0.25％）	年0.0525％ （0.05％）

（ ）内は税抜き。

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525％（税抜き0.005％）の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

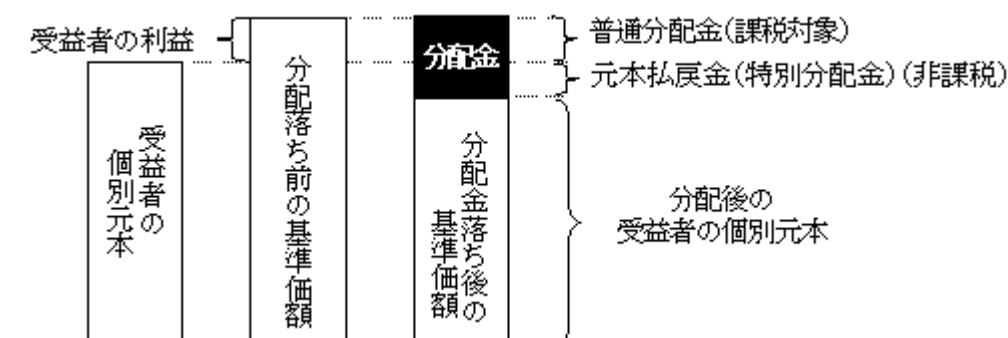
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年２月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国内債券マザーファンド（Ｄ号）受益証券	日本	316,555,723	99.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		212,793	0.07
合計(純資産総額)		316,768,516	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成24年２月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド（Ｄ号）	261,421,854	1.2092 316,111,475	1.2109 316,555,723	99.93

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年２月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.93
合計	99.93

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 （円）	１万口当たりの 純資産額（円）
第２期（平成15年１月30日）（分配落）	2,806,345	10,392
第２期（平成15年１月30日）（分配付）	2,806,345	10,392
第３期（平成16年１月30日）（分配落）	5,979,170	10,223
第３期（平成16年１月30日）（分配付）	5,979,170	10,223
第４期（平成17年１月31日）（分配落）	10,389,325	10,314
第４期（平成17年１月31日）（分配付）	10,389,325	10,314
第５期（平成18年１月30日）（分配落）	25,821,586	10,273
第５期（平成18年１月30日）（分配付）	25,821,586	10,273
第６期（平成19年１月30日）（分配落）	51,683,375	10,278
第６期（平成19年１月30日）（分配付）	51,683,375	10,278

第7期（平成20年1月30日）（分配落）	73,514,540	10,472
第7期（平成20年1月30日）（分配付）	73,514,540	10,472
第8期（平成21年1月30日）（分配落）	104,261,851	10,652
第8期（平成21年1月30日）（分配付）	104,261,851	10,652
第9期（平成22年2月1日）（分配落）	112,967,847	10,615
第9期（平成22年2月1日）（分配付）	112,967,847	10,615
第10期（平成23年1月31日）（分配落）	309,259,618	10,778
第10期（平成23年1月31日）（分配付）	309,259,618	10,778
第11期（平成24年1月30日）（分配落）	315,901,423	10,947
第11期（平成24年1月30日）（分配付）	315,901,423	10,947
平成23年2月末日	308,084,419	10,753
平成23年3月末日	306,952,239	10,728
平成23年4月末日	308,566,047	10,765
平成23年5月末日	307,339,290	10,759
平成23年6月末日	308,212,024	10,769
平成23年7月末日	312,023,341	10,838
平成23年8月末日	313,889,547	10,861
平成23年9月末日	315,185,150	10,879
平成23年10月末日	310,970,531	10,813
平成23年11月末日	311,045,971	10,820
平成23年12月末日	314,236,648	10,902
平成24年1月末日	316,463,942	10,949
平成24年2月末日	316,768,516	10,958

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第2期（平成14年1月31日～平成15年1月30日）	0
第3期（平成15年1月31日～平成16年1月30日）	0
第4期（平成16年1月31日～平成17年1月31日）	0
第5期（平成17年2月1日～平成18年1月30日）	0
第6期（平成18年1月31日～平成19年1月30日）	0
第7期（平成19年1月31日～平成20年1月30日）	0
第8期（平成20年1月31日～平成21年1月30日）	0
第9期（平成21年1月31日～平成22年2月1日）	0
第10期（平成22年2月2日～平成23年1月31日）	0
第11期（平成23年2月1日～平成24年1月30日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第2期	3.4
第3期	1.6
第4期	0.9
第5期	0.4
第6期	0.0
第7期	1.9
第8期	1.7
第9期	0.3

第10期	1.5
第11期	1.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第２期	1,691,368	24,730
第３期	3,415,878	267,256
第４期	4,798,113	573,792
第５期	16,736,538	1,674,185
第６期	33,675,206	8,527,261
第７期	24,621,350	4,701,978
第８期	34,297,359	6,617,702
第９期	20,568,968	12,031,747
第10期	201,388,473	20,880,946
第11期	15,154,111	13,517,254

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報：国内債券マザーファンド（D号）の投資状況・投資資産〕

（１）投資状況

平成24年２月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	1,003,224,290	63.49
地方債証券	日本	175,980,928	11.14
特殊債券	日本	248,073,380	15.70
社債券	日本	114,963,200	7.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		37,801,853	2.39
合計(純資産総額)		1,580,043,651	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年２月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	額面金額 （円）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	利率(％)／ 償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第306回利付国債（10年）	91,000,000	105.11 95,651,020	105.44 95,958,590	1.4 2020/3/20	6.07
日本	特殊債券	第1回地方公営企業等金融機構債券（5年）	80,000,000	101.73 81,391,200	101.44 81,159,200	1.01 2013/12/20	5.14
日本	国債証券	第312回利付国債（10年）	75,000,000	102.64 76,983,250	103.20 77,400,750	1.2 2020/12/20	4.90
日本	国債証券	第246回利付国債（10年）	73,000,000	100.55 73,406,610	100.55 73,402,230	0.8 2012/12/20	4.65
日本	国債証券	第292回利付国債（10年）	66,000,000	107.54 70,979,400	107.57 70,997,520	1.7 2018/3/20	4.49
日本	国債証券	第259回利付国債（10年）	66,000,000	103.06 68,025,200	102.85 67,881,660	1.5 2014/3/20	4.30
日本	地方債証券	第49回共同発行市場公募地方債	60,000,000	107.42 64,455,000	107.15 64,290,000	1.8 2017/4/25	4.07
日本	国債証券	第274回利付国債（10年）	61,000,000	105.13 64,134,790	104.87 63,973,750	1.5 2015/12/20	4.05
日本	国債証券	第303回利付国債（10年）	56,000,000	105.59 59,130,400	105.77 59,233,440	1.4 2019/9/20	3.75
日本	国債証券	第111回利付国債（20年）	52,000,000	107.70 56,005,040	108.34 56,340,440	2.2 2029/6/20	3.57
日本	国債証券	第301回利付国債（10年）	44,000,000	106.47 46,846,800	106.54 46,881,560	1.5 2019/6/20	2.97
日本	国債証券	第310回利付国債（10年）	44,000,000	101.21 44,533,720	101.76 44,775,280	1 2020/9/20	2.83
日本	地方債証券	平成17年度第5回埼玉県公募公債	41,250,000	104.25 43,003,537	104.06 42,926,812	1.4 2015/9/29	2.72
日本	国債証券	第84回利付国債（20年）	39,000,000	106.85 41,675,250	107.93 42,094,650	2 2025/12/20	2.66
日本	社債券	第399回九州電力社債（一般担保付）	40,000,000	101.90 40,762,800	101.81 40,724,800	1.18 2015/4/24	2.58

日本	特殊債券	第28回国際協力銀行債券	40,000,000	101.31 40,524,400	100.84 40,336,800	1.28 2012/12/20	2.55
日本	国債証券	第32回利付国債（30年）	37,000,000	107.49 39,773,520	108.30 40,073,960	2.3 2040/3/20	2.54
日本	地方債証券	平成17年度第2回静岡県公募公債	38,400,000	103.69 39,820,416	103.51 39,749,376	1.3 2015/6/24	2.52
日本	特殊債券	第7回中日本高速道路社債	30,000,000	101.96 30,588,600	101.70 30,511,500	1.1 2014/3/20	1.93
日本	特殊債券	第9回西日本高速道路社債	30,000,000	99.85 29,955,900	99.93 29,979,900	0.227 2013/9/20	1.90
日本	国債証券	第75回利付国債（20年）	27,000,000	108.81 29,380,590	109.59 29,589,840	2.1 2025/3/20	1.87
日本	国債証券	第92回利付国債（20年）	27,000,000	107.71 29,084,130	108.37 29,262,330	2.1 2026/12/20	1.85
日本	地方債証券	平成20年度第4回広島県公募公債	27,000,000	107.71 29,084,130	107.46 29,014,740	1.73 2018/11/26	1.84
日本	特殊債券	第826回政府保証公営企業債券	27,000,000	100.85 27,229,770	100.63 27,170,100	0.7 2013/4/23	1.72
日本	社債券	第519回東京電力社債（一般担保付）	30,000,000	83.87 25,162,500	84.76 25,428,600	1.59 2015/12/28	1.61
日本	国債証券	第34回利付国債（30年）	22,000,000	105.59 23,231,700	105.91 23,300,420	2.2 2041/3/20	1.47
日本	社債券	第256回北海道電力社債（一般担保付）	20,000,000	113.03 22,606,400	111.71 22,343,800	3.7 2016/2/25	1.41
日本	国債証券	第104回利付国債（20年）	19,000,000	106.67 20,269,010	107.43 20,412,270	2.1 2028/6/20	1.29
日本	国債証券	第20回利付国債（30年）	18,000,000	111.73 20,112,480	112.59 20,267,820	2.5 2035/9/20	1.28
日本	特殊債券	第317回政府保証道路債券	18,000,000	100.58 18,105,480	100.46 18,083,880	0.5 2013/6/24	1.14

□ 種類別の投資比率

平成24年2月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	63.49
地方債証券	11.14
特殊債券	15.70
社債券	7.28
合計	97.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

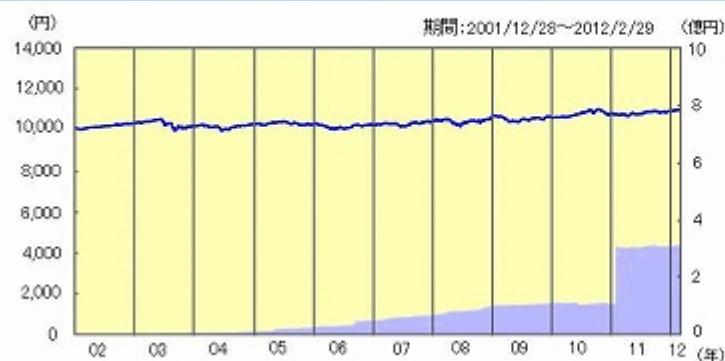
該当事項はありません。

【参考情報】

基準日2012年2月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,958円
純資産総額	3億円

分配の推移

決算期	分配金
2012年1月	0円
2011年1月	0円
2010年2月	0円
2009年1月	0円
2008年1月	0円
設定以来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近計算期間を記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



2012年の収益率は、年初から2012年2月29日までの騰落率を表示しています。
 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
- （ロ）原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、0.525%（税抜き0.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（0.1%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「LV日債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成13年1月31日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年1月31日から翌年1月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期

間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c ～ e までの取扱い、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 当ファンドは、分配金自動再投資専用ですので、分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

当ファンドは、分配金自動再投資専用であるため、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期（平成22年2月2日から平成23年1月31日まで）および第11期（平成23年2月1日から平成24年1月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成23年 1 月31日現在)	第11期 (平成24年 1 月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	354,353	363,977
親投資信託受益証券	309,255,045	316,568,296
流動資産合計	309,609,398	316,932,273
資産合計	309,609,398	316,932,273
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,634	114,178
未払受託者報酬	30,662	82,598
未払委託者報酬	306,476	825,869
その他未払費用	3,008	8,205
流動負債合計	349,780	1,030,850
負債合計	349,780	1,030,850
純資産の部		
元本等		
元本	286,927,399	288,564,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	22,332,219	27,337,167
元本等合計	309,259,618	315,901,423
純資産合計	309,259,618	315,901,423
負債純資産合計	309,609,398	316,932,273

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	第11期 自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
営業収益		
受取利息	5	25
有価証券売買等損益	2,624,683	6,647,731
営業収益合計	2,624,688	6,647,756
営業費用		
受託者報酬	59,360	162,824
委託者報酬	593,404	1,628,073
その他費用	5,827	16,176
営業費用合計	658,591	1,807,073
営業利益	1,966,097	4,840,683
経常利益	1,966,097	4,840,683
当期純利益	1,966,097	4,840,683
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	241,909	56,869
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,547,975	22,332,219
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,349,150	1,265,674
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,349,150	1,265,674
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,289,094	1,044,540
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,289,094	1,044,540
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,332,219	27,337,167

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第10期 自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	第11期 自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成22年 2 月 2 日から平成23年 1 月31日までとなっております。	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成23年 2 月 1 日から平成24年 1 月30日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第10期 （平成23年 1 月31日現在）	第11期 （平成24年 1 月30日現在）
1．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 286,927,399口	当計算期間の末日における受益権の総数 288,564,256口
2．1 単位当たり純資産額	1.0778円 （ 1 万口 = 10,778円 ）	1.0947円 （ 1 万口 = 10,947円 ）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第10期 自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	第11期 自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,381,698円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,135,005円）、および分配準備積立金（3,068,663円）より、分配対象収益は26,585,366円（1 万口当たり926.55円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,296,589円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（858,462円）、収益調整金（22,510,702円）、および分配準備積立金（4,255,193円）より、分配対象収益は30,920,946円（1 万口当たり1,071.54円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	第10期 自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	第11期 自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
	（追加情報） 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。	-----
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	（1）金融商品の内容 1）有価証券 同 左 2）デリバティブ取引 同 左 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左

3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期 (平成23年 1月31日現在)	第11期 (平成24年 1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 同 左 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第10期（自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 1月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,404,687円
合 計	2,404,687円

第11期（自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月30日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,795,902円
合 計	6,795,902円

(デリバティブ取引に関する注記)

第10期（平成23年 1月31日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第11期（平成24年 1月30日現在）

第11期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期（自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 1月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月30日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第10期 (平成23年 1月31日現在)	第11期 (平成24年 1月30日現在)
期首元本額	106,419,872円	286,927,399円
期中追加設定元本額	201,388,473円	15,154,111円
期中一部解約元本額	20,880,946円	13,517,254円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド（D号）	261,799,782円	1.2092円	316,568,296円

（参考情報）

三井住友・ライフビュー・日本債券ファンドは、「国内債券マザーファンド（Ｄ号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「国内債券マザーファンド（Ｄ号）」の状況

（１）貸借対照表

対象年月日	（平成23年 1 月31日現在）	（平成24年 1 月30日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,078,326	33,335,982
国債証券	957,898,300	967,169,380
地方債証券	174,997,009	175,860,567
特殊債券	248,761,020	248,141,610
社債券	126,841,900	113,965,400
未収利息	4,418,002	5,560,917
前払費用	1,288,724	345,721
流動資産合計	1,546,283,281	1,544,379,577
資産合計	1,546,283,281	1,544,379,577
負債の部		
流動負債		
未払金	5,204,250	-
流動負債合計	5,204,250	-
負債合計	5,204,250	-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	1,301,905,899	1,277,212,664
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	239,173,132	267,166,913
元本等合計	1,541,079,031	1,544,379,577
純資産合計	1,541,079,031	1,544,379,577
負債純資産合計	1,546,283,281	1,544,379,577

（注）「国内債券マザーファンド（Ｄ号）」は、毎年９月12日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年 1 月31日ならびに平成24年 1 月30日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券（売買目的有価証券） 同 左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成23年 1 月31日現在)	(平成24年 1 月30日現在)
1 . 受益権総数	平成23年 1 月31日現在における受益権の総数 1,301,905,899口	平成24年 1 月30日現在における受益権の総数 1,277,212,664口
2 . 1 単位当たり純資産額	1.1837円 (1 万口 = 11,837円)	1.2092円 (1 万口 = 12,092円)

(金融商品に関する注記)

・ 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日
	(追加情報) 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。	-----
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
2 . 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券を組み入れております。	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 同 左

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	2) デリバティブ取引 同 左 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左
--	---	--

3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年 1 月31日現在）	（平成24年 1 月30日現在）
-----	------------------	------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2．時価の算定方法	（１）有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 （２）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券） 同 左 （２）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 （３）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年 1 月31日現在）

平成23年 1 月31日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年 1 月30日現在）

平成24年 1 月30日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年 2 月 2 日 至 平成23年 1 月31日）

該当事項はありません。

（自 平成23年 2 月 1 日 至 平成24年 1 月30日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年 1 月31日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,564,374,668円
同期中における追加設定元本額	473,922,859円
同期中における一部解約元本額	736,391,628円
平成23年 1 月31日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	98,518,982円
エコ・バランス	374,750,490円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	261,261,338円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	197,012,124円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	269,603,445円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	100,759,520円
合 計	1,301,905,899円

（平成24年 1 月30日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,301,905,899円
同期中における追加設定元本額	153,634,423円
同期中における一部解約元本額	178,327,658円
平成24年 1 月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ワールド・バランス・ファンド	53,517,680円
エコ・バランス	374,750,490円
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	261,799,782円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	213,035,341円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	277,306,295円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	96,803,076円
合 計	1,277,212,664円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 4 回利付国債 (4 0 年)	9,000,000	9,203,130	
	第 2 5 9 回利付国債 (1 0 年)	66,000,000	67,909,380	
	第 2 6 4 回利付国債 (1 0 年)	11,000,000	11,384,560	
	第 2 7 4 回利付国債 (1 0 年)	61,000,000	63,904,820	
	第 2 8 2 回利付国債 (1 0 年)	32,000,000	34,038,080	
	第 2 8 5 回利付国債 (1 0 年)	17,000,000	18,169,260	
	第 2 8 7 回利付国債 (1 0 年)	5,000,000	5,407,650	
	第 2 8 9 回利付国債 (1 0 年)	20,000,000	21,251,400	
	第 2 9 2 回利付国債 (1 0 年)	66,000,000	70,981,680	
	第 2 9 5 回利付国債 (1 0 年)	16,000,000	17,025,760	
	第 3 0 1 回利付国債 (1 0 年)	44,000,000	46,896,960	
	第 3 0 3 回利付国債 (1 0 年)	36,000,000	38,073,240	
	第 3 0 6 回利付国債 (1 0 年)	91,000,000	95,971,330	
	第 3 1 0 回利付国債 (1 0 年)	44,000,000	44,764,280	
	第 3 1 2 回利付国債 (1 0 年)	75,000,000	77,390,250	
	第 3 1 9 回利付国債 (1 0 年)	7,000,000	7,091,630	
	第 1 6 回利付国債 (3 0 年)	13,000,000	14,687,530	
	第 2 0 回利付国債 (3 0 年)	18,000,000	20,324,700	
	第 2 7 回利付国債 (3 0 年)	8,000,000	9,037,600	
	第 3 2 回利付国債 (3 0 年)	37,000,000	40,228,990	
	第 3 4 回利付国債 (3 0 年)	17,000,000	18,074,740	
	第 6 1 回利付国債 (2 0 年)	14,000,000	13,874,840	
	第 6 6 回利付国債 (2 0 年)	1,000,000	1,070,730	
	第 6 7 回利付国債 (2 0 年)	14,000,000	15,117,340	
	第 7 5 回利付国債 (2 0 年)	27,000,000	29,621,160	
	第 8 4 回利付国債 (2 0 年)	39,000,000	42,135,600	
	第 9 2 回利付国債 (2 0 年)	27,000,000	29,327,130	
	第 9 7 回利付国債 (2 0 年)	9,000,000	9,847,530	
	第 1 0 0 回利付国債 (2 0 年)	16,000,000	17,465,600	
	第 1 0 4 回利付国債 (2 0 年)	19,000,000	20,458,440	
	第 1 1 1 回利付国債 (2 0 年)	52,000,000	56,434,040	
	国債証券 小計	911,000,000	967,169,380	
地方債証券	平成 1 7 年度第 2 回静岡県公募公債	38,400,000	39,691,392	
	平成 2 0 年度第 4 回広島県公募公債	27,000,000	29,027,700	
	平成 1 7 年度第 5 回埼玉県公募公債	41,250,000	42,862,875	
	第 4 9 回共同発行市場公募地方債	60,000,000	64,278,600	
	地方債証券 小計	166,650,000	175,860,567	

特殊債券	第 3 1 7 回政府保証道路債券	18,000,000	18,085,140	
	第 1 回地方公営企業等金融機構債券（ 5 年 ）	80,000,000	81,180,000	
	第 8 2 6 回政府保証公営企業債券	27,000,000	27,178,470	
	第 2 8 回国際協力銀行債券	40,000,000	40,369,200	
	第 2 2 5 回信金中金債（ 5 年 ）	10,000,000	10,164,400	
	第 7 回中日本高速道路株式会社社債	30,000,000	30,512,100	
	第 9 回西日本高速道路株式会社社債	30,000,000	29,971,500	
	第 2 5 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	10,000,000	10,680,800	
	特殊債券 小計	245,000,000	248,141,610	
社債券	第 5 1 9 回東京電力株式会社社債	30,000,000	24,830,400	
	第 5 4 4 回東京電力株式会社社債	10,000,000	7,626,500	
	第 5 5 5 回東京電力株式会社社債	10,000,000	8,377,600	
	第 4 8 7 回中部電力株式会社社債	10,000,000	10,114,100	
	第 3 9 9 回九州電力株式会社社債	40,000,000	40,664,000	
	第 2 5 6 回北海道電力株式会社社債	20,000,000	22,352,800	
	社債券 小計	120,000,000	113,965,400	
合 計			1,505,136,957	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年 2 月29日現在

資産総額	317,490,082 円
負債総額	721,566 円
純資産総額(-)	316,768,516 円
発行済口数	289,088,025 口
1 口当たり純資産額(/)	1.0958 円
(1 万口当たり純資産額	10,958 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成24年 2 月29日現在

資本金の額 2,000百万円

会社が発行する株式の総数 60,000株

発行済株式総数 17,640株

ロ 最近 5 年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は 7 名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

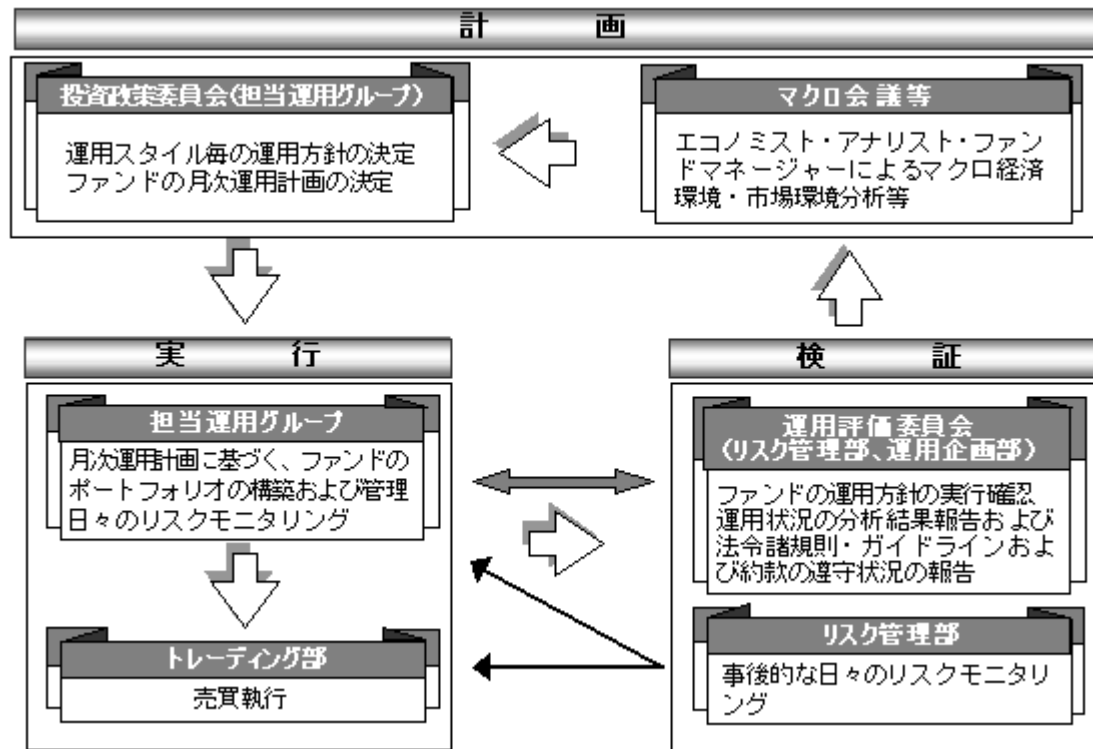
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を 1 名選定し、必要に応じて取締役会長 1 名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年2月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年2月29日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	41 (2)	53,889 (5,214)
	追加型	303 (132)	4,744,312 (3,095,576)
	計	344 (134)	4,798,201 (3,100,790)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		344 (134)	4,798,201 (3,100,790)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第 25 期	第 26 期
	（平成22年 3 月31日現在）	（平成23年 3 月31日現在）
（資 産 の 部）		
流動資産		
現金及び預金	2 15,484,883	17,127,600
有価証券	2,999,185	3,999,722
前払費用	248,594	264,910
未収入金	6,524	607,623
未収委託者報酬	3,405,895	3,712,698
未収運用受託報酬	456,672	326,523
未収投資助言報酬	2 426,716	412,606
未収収益	7,020	27,051
繰延税金資産	244,770	241,975
その他の流動資産	1,392	1,299
流動資産計	23,281,654	26,722,012
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	173,574	148,698
器具備品	150,631	232,209
有形固定資産合計	324,206	380,907
無形固定資産	1	
電話加入権	150	138
商標権	6,160	4,216
無形固定資産合計	6,310	4,354
投資その他の資産		
投資有価証券	6,923,150	4,980,828
関係会社株式	236,178	234,921
長期差入保証金	681,764	681,432
長期前払費用	7,822	10,561

会員権	20,113	20,113
繰延税金資産	524,820	606,449
投資その他の資産合計	8,393,850	6,534,307
固定資産計	8,724,367	6,919,569
資産合計	32,006,022	33,641,581

（単位：千円）

	第 25 期 (平成22年 3 月31日現在)	第 26 期 (平成23年 3 月31日現在)
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金	46,362	47,190
未払金		
未払収益分配金	943	681
未払償還金	18,453	21,638
未払手数料	2 1,523,402	1,971,626
その他未払金	71,728	64,551
未払費用	869,497	824,240
未払消費税等	74,053	126,666
未払法人税等	1,264,485	1,004,164
賞与引当金	293,651	327,914
流動負債計	4,162,578	4,388,674
固定負債		
退職給付引当金	1,137,766	1,310,821
固定負債計	1,137,766	1,310,821
負債合計	5,300,344	5,699,496
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計	15,994,137	17,202,602
株主資本計	26,623,121	27,831,586
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	82,556	110,498
評価・換算差額等計	82,556	110,498
純資産合計	26,705,677	27,942,085
負債・純資産合計	32,006,022	33,641,581

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 26 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	21,113,167	27,350,519
運用受託報酬	2,492,177	2,113,027
投資助言報酬	1,893,038	1,828,087
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	43,853	35,635
サービス支援手数料	-	234,885
その他	12,348	26,930
営業収益計	25,559,586	31,594,086
営業費用		
支払手数料	9,706,627	14,161,927
広告宣伝費	420,508	482,728
公告費	2,339	4,634
調査費		
調査費	579,477	537,254
委託調査費	1,556,961	2,115,042
営業雑経費		
通信費	31,515	34,433
印刷費	278,539	266,803
協会費	19,271	23,235
諸会費	12,955	11,346
情報機器関連費	2,005,507	2,066,205
販売促進費	13,183	27,670
その他	66,833	79,571
営業費用計	14,693,722	19,810,852

一般管理費		
給料		
役員報酬	155,835	155,867
給料・手当	4,192,414	4,342,937
賞与	719,290	983,434
賞与引当金繰入額	293,651	327,914
交際費	19,087	21,460
寄付金	23	31
事務委託費	195,150	220,738
旅費交通費	197,842	219,278
租税公課	86,095	87,674
不動産賃借料	714,209	677,468
退職給付費用	197,352	199,545
固定資産減価償却費	97,916	100,356
諸経費	280,916	250,817
一般管理費計	7,149,786	7,587,526
営業利益	3,716,077	4,195,707

営業外収益		
受取配当金	1,710	34,115
有価証券利息	4,645	3,603
受取利息	1 16,592	7,877
為替差益	-	4,753
時効成立分配金・償還金	3,492	3,076
原稿・講演料	3,255	3,485
還付加算金	37,708	1,645
雑収入	6,291	7,033
営業外収益計	73,696	65,590
営業外費用		
為替差損	5,113	-
時効成立後支払分配金・償還金	-	659
営業外費用計	5,113	659
経常利益	3,784,660	4,260,638
特別利益		
投資有価証券償還益	2,459	7
投資有価証券売却益	31,117	71,400
特別利益計	33,577	71,407
特別損失		
固定資産除却損	2 5,302	17,318
投資有価証券償還損	-	2,679
投資有価証券評価損	51,557	-
投資有価証券売却損	2,724	20,822
関係会社株式評価損	-	1,256
特別損失計	59,583	42,077
税引前当期純利益	3,758,653	4,289,968
法人税、住民税及び事業税	1,817,726	1,852,053
法人税等調整額	722,069	93,549
法人税等合計	1,095,656	1,758,503
当期純利益	2,662,997	2,531,465

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 25 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 26 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,356,655	14,172,932
当期変動額		

剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計		
前期末残高	14,177,860	15,994,137
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	15,994,137	17,202,602
株主資本合計		
前期末残高	24,806,844	26,623,121
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	26,623,121	27,831,586

評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
評価・換算差額合計		
前期末残高	5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
純資産合計		
前期末残高	24,801,038	26,705,677
当期変動額		
剰余金の配当	846,720	1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	1,904,639	1,236,407
当期末残高	26,705,677	27,942,085

重要な会計方針

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物(建 物附属設備を除く)については、定額法に によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の 支給見込額のうち当事業年度の負担額を 計上しております。	同左

(2) 退職給付引当金	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
-	資産除去債務に関する会計基準 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年 3 月31日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成22年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる損益の影響はありません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

第25期 (平成22年 3 月31日現在)	第26期 (平成23年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 172,855千円 器具備品 863,358千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 83千円 商標権 13,282千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 191,415千円 器具備品 774,482千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 95千円 商標権 15,226千円
2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,591,647千円 未収投資助言報酬 295,911千円 未払手数料 441,536千円	2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 11,201,422千円 未収投資助言報酬 293,061千円 未払手数料 469,104千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。

（損益計算書関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 5,916千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 3,867千円
2 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。	2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円 であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3 月31日	平成21年 7 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年 6 月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月25日

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年 6 月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日

（リース取引関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 667,234 <u>1年超 1,608,004</u> 合計 2,275,239	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 <u>1年超 958,593</u> 合計 1,631,293

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引

当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	-
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	-
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	-
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	85
その他有価証券	6,874,409	6,874,409	-
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	-
資産計	30,329,527	30,329,442	85
(1)未払金			
未払手数料	1,523,402	1,523,402	-
負債計	1,523,402	1,523,402	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	15,484,883	-	-	-
未収委託者報酬	3,405,895	-	-	-
未収運用受託報酬	456,672	-	-	-
未収投資助言報酬	426,716	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	2,289	679,475	-	-
合計	22,776,457	679,475	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

（有価証券関係）

第25期(平成22年3月31日現在)

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	85
小計	2,999,185	2,999,100	85
合計	2,999,185	2,999,100	85

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	92,963
小計	4,390,071	4,483,035	92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

第26期(平成23年3月31日現在)

1．満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

3．その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

4,845,387	71,400	20,822
-----------	--------	--------

（デリバティブ取引関係）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																												
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td><u>1,137,766</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,137,766</u></td></tr> </table> 3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>154,625</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>14,583</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>12,466</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>15,677</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td><u>197,352</u></td></tr> </table> (注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	退職給付債務	<u>1,137,766</u>	退職給付引当金	<u>1,137,766</u>	勤務費用	154,625	利息費用	14,583	数理計算上の差異の費用処理額	12,466	その他	<u>15,677</u>	退職給付費用	<u>197,352</u>	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td><u>1,310,821</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>1,310,821</u></td></tr> </table> 3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>160,751</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>17,066</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>6,439</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>15,287</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td><u>199,545</u></td></tr> </table> (注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	退職給付債務	<u>1,310,821</u>	退職給付引当金	<u>1,310,821</u>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	<u>15,287</u>	退職給付費用	<u>199,545</u>
退職給付債務	<u>1,137,766</u>																												
退職給付引当金	<u>1,137,766</u>																												
勤務費用	154,625																												
利息費用	14,583																												
数理計算上の差異の費用処理額	12,466																												
その他	<u>15,677</u>																												
退職給付費用	<u>197,352</u>																												
退職給付債務	<u>1,310,821</u>																												
退職給付引当金	<u>1,310,821</u>																												
勤務費用	160,751																												
利息費用	17,066																												
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																												
その他	<u>15,287</u>																												
退職給付費用	<u>199,545</u>																												

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
退職給付見込額の期間配分方法	退職給付見込額の期間配分方法
勤務期間を基準とする方法	勤務期間を基準とする方法
割引率 1.5%	割引率 1.5%
過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の額の処理年数
1年（発生時において費用処理する方法）	1年（発生時において費用処理する方法）
数理計算上の差異の処理年数	数理計算上の差異の処理年数
1年（発生時において費用処理する方法）	1年（発生時において費用処理する方法）

（税効果会計関係）

第25期 (平成22年 3 月31日現在)	第26期 (平成23年 3 月31日現在)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 119,486	賞与引当金 133,428
未払社会保険料 12,746	未払社会保険料 14,807
未払事業税 100,639	未払事業税 83,126
未払事業所税 6,089	未払事業所税 6,378
その他 <u>5,807</u>	その他 <u>4,235</u>
繰延税金資産計 244,770	繰延税金資産計 241,975
評価性引当額 <u>-</u>	評価性引当額 <u>-</u>
繰延税金資産合計 <u>244,770</u>	繰延税金資産合計 <u>241,975</u>
繰延税金資産の純額 <u>244,770</u>	繰延税金資産の純額 <u>241,975</u>
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 462,957	退職給付引当金 533,373
ソフトウェア償却 111,245	ソフトウェア償却 141,119
投資有価証券評価損 73,440	投資有価証券評価損 71,023
特定外国子会社留保金額 213,896	特定外国子会社留保金額 247,489
その他 <u>8,735</u>	その他 <u>4,925</u>
繰延税金資産計 870,274	繰延税金資産計 997,931
評価性引当額 <u>289,785</u>	評価性引当額 <u>321,097</u>
繰延税金資産合計 580,489	繰延税金資産合計 676,833
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 <u>55,668</u>	その他有価証券評価差額金 <u>70,383</u>
繰延税金負債合計 <u>55,668</u>	繰延税金負債合計 <u>70,383</u>
繰延税金資産の純額 <u>524,820</u>	繰延税金資産の純額 <u>606,449</u>

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(%)	
法定実効税率 40.7 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。
評価性引当額の増減 11.6	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2	
住民税均等割等 0.1	
その他 <u>0.2</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>29.1</u>	

（資産除去債務関係）

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当事業年度より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成21年 3 月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年 3 月21日 企業会計基準委員会）を適用しております。

（関連当事者情報）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第25期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第26期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1株当たり純資産額 1,513,927円30銭 1株当たり当期純利益 150,963円55銭	1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
（１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額 26,705,677千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	（１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益 2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益 2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

（重要な後発事象）

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

該当事項はありません。

第26期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,908,684
有価証券		3,999,550
前払費用		273,540
未収委託者報酬		3,692,782
未収運用受託報酬		419,703
未収投資助言報酬		408,845
未収収益		16,131
繰延税金資産		216,398
その他		698
流動資産合計		24,936,334
固定資産		
有形固定資産	1	404,703
無形固定資産		149,325
投資その他の資産		
投資有価証券		5,686,023
その他		1,633,657
投資その他の資産合計		7,319,680
固定資産合計		7,873,709
資産合計		32,810,044
負債の部		
流動負債		
預り金		46,972
未払金		2,205,225

未払費用			834,591
未払法人税等			756,091
前受収益			8,761
賞与引当金			320,687
その他	2		80,148
流動負債合計			4,252,478
固定負債			
退職給付引当金			1,396,073
固定負債合計			1,396,073
負債合計			5,648,551

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000
-----	-----------

資本剰余金

資本準備金	8,628,984
-------	-----------

資本剰余金合計	8,628,984
---------	-----------

利益剰余金

利益準備金	284,245
-------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	60,000
---------	--------

別途積立金	1,476,959
-------	-----------

繰越利益剰余金	15,201,075
---------	------------

利益剰余金合計	17,022,279
---------	------------

株主資本合計	27,651,263
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	489,771
--------------	---------

評価・換算差額等合計	489,771
------------	---------

純資産合計	27,161,492
-------	------------

負債純資産合計	32,810,044
---------	------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		13,337,108
運用受託報酬		991,578
投資助言報酬		879,806
その他の営業収益		107,846
営業収益計		15,316,340
営業費用		9,774,282
一般管理費	1	3,826,719
営業利益		1,715,338
営業外収益	2	32,554
経常利益		1,747,893
特別利益	3	111,902
特別損失		29,977
税引前中間純利益		1,829,819
法人税、住民税及び事業税		744,821
法人税等調整額		12,881
法人税等合計		757,702
中間純利益		1,072,117

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	15,381,398
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117

当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	15,201,075
利益剰余金合計	
当期首残高	17,202,602
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	17,022,279
株主資本合計	
当期首残高	27,831,586
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	180,322
当中間期末残高	27,651,263

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
評価・換算差額等合計	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	600,269
当中間期末残高	489,771
純資産合計	
当期首残高	27,942,085
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,252,440
中間純利益	1,072,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	600,269
当中間期変動額合計	780,592
当中間期末残高	27,161,492

重要な会計方針

第27期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1．資産の評価基準及び評価方法	
（1）有価証券	
・満期保有目的の債券...償却原価法	
・子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法	
・其他有価証券	
時価のあるもの...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	
時価のないもの...移動平均法による原価法	
2．固定資産の減価償却の方法	
（1）有形固定資産	
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。	
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	
建物 3～50年	
器具備品 3～20年	
（2）無形固定資産	
定額法によっております。	
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	
3．引当金の計上基準	
（1）賞与引当金	
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。	
（2）退職給付引当金	
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。	

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間 (平成23年 9 月30日)	
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	812,990千円
2 . 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3 . 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4 . 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年 6 月までの賃借料総額 60,830千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1 . 減価償却実施額	
有形固定資産	66,377千円
無形固定資産	4,380千円
2 . 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3,030千円

受取配当金	17,068千円
為替差益	6,222千円
3．特別利益のうち主要なもの	
受取和解金	108,451千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)					
1．発行済株式数に関する事項					
	当事業年度 期首株式数	当 中 間 会 計 期 間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2．配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（リース取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）	
1．オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未經過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	672,143千円
1年超	621,833千円
合 計	1,293,976千円

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年9月30日）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,908,684	15,908,684	-
(2) 未収委託者報酬	3,692,782	3,692,782	-
(3) 未収運用受託報酬	419,703	419,703	-
(4) 未収投資助言報酬	408,845	408,845	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,550	3,999,200	350
その他の有価証券	5,637,282	5,637,282	-
(6) 投資その他の資産			
長期差入保証金	680,723	680,723	-
資産計	30,747,572	30,747,222	350
(1) 未払金			
未払手数料	2,068,789	2,068,789	-
負債計	2,068,789	2,068,789	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬 及び（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（6）投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	234,921
合計	234,921
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、

「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)中間貸借対照表日の時価が中間 貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,550	3,999,200	350
小計	3,999,550	3,999,200	350
合計	3,999,550	3,999,200	350

２．子会社株式及び関連会社株式

第27期中間会計期間

（平成23年 9 月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年 9 月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 投資信託等	96,513	90,990	5,523
小計	96,513	90,990	5,523
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	5,540,768	6,036,063	495,294
小計	5,540,768	6,036,063	495,294
合計	5,637,282	6,127,053	489,771

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は301千円です。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間

（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

（セグメント情報）

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,337,108	991,578	879,806	107,846	15,316,340

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,539,767円16銭
1 株当たり中間純利益	60,777円60銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	27,161,492千円
普通株式に係る純資産額	27,161,492千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,072,117千円
普通株式に係る中間純利益	1,072,117千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（ 重要な後発事象 ）

第27期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成23年6月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し4名以内とする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

イ 受託会社

（イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円（平成23年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額	（ハ）事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

資本金の額は、平成23年9月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成23年4月27日	有価証券報告書
平成23年4月27日	有価証券届出書
平成23年10月28日	半期報告書
平成23年10月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成 2 4 年 3 月 1 9 日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・日本債券ファンドの平成 2 3 年 2 月 1 日から平成 2 4 年 1 月 3 0 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・日本債券ファンドの平成 2 4 年 1 月 3 0 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・日本債券ファンドの平成22年2月2日から平成23年1月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・日本債券ファンドの平成23年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。